

	新潟市教育委員会 平成24年6月 定例会会議録			
日 時	平成24年6月6日(水) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	総 合 教 育 センター所長	吉 原 修 英
	教 育 次 長	白井 裕司	学校支援課長	高 橋 恒 彦
	教 育 政 策 監	伊藤 充	地域と学校ふれ あい推進課長	河 内 一 美
	教育総務課長	岩名 俊明	生涯学習センタ ー 次 長	宮 本 周 英
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	松 原 伸 直
	学 務 課 長	高橋 豊		
	施設課長補佐	熊倉 勇介		
	保健給食課長	水野 利数		
	生涯学習課長	鈴木 緑	教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
	教 職 員 課 長	高居 和夫	教育総務課主査	石 田 貴 宏
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第10号	平成24年6月議会定例会の議案について (1)平成24年度新潟市一般会計補正予算について
	議案第11号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
報告 (4件)	記 号	件 名
		新潟市立学校施設の耐震化状況について(速報)
		中之口中学校改築基本計画について
		平成23年度「地域と学校パートナーシップ事業」報告について
		(仮称)こすどコミュニティセンター建設に伴う 小須戸地区公民館の改築について
協議題 (1件)	記 号	件 名
		二葉中学校・舟栄中学校統合についての要望書提出について

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に沢野委員及び吉村委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより、付議事件に入ります。議案第10号「平成24年6月議会定例会の議案について」、平成24年度新潟市一般会計補正予算について、施設課長と学校支援課長に説明をお願いいたします。その後、皆様から質問、意見を受けたいと思います。施設課長よろしくをお願いいたします。

○施設課長補佐 平成24年度新潟市一般会計補正予算について、施設課分としまして、記載のとおり小学校の管理運営にかかる歳出予算補正額1,170万円、それから中学校の管理運営も歳出予算補正額2,830万円、合わせて4,000万円ですが、これを計上します。この用途でございますが、4月3日から4日にかけての暴風雨による小学校、中学校の施設被害について、復旧予算の工事費に充てるものです。主な復旧工事としては、小学校で8件、中学校では7件あるのですが、屋根の一部の損壊、それから、防球ネットの損壊があったことで復旧工事に充てるものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

学校支援課長、よろしく申し上げます。

○学校支援課長 学校支援課でございます。

平成24年度補正予算における学校支援課所管分について、ご説明いたします。

このたび、提案いたしますのは、「理科支援員配置事業」実施に伴う歳入・歳出同額375万5,000円の補正予算でございます。歳入は国の委託金で、100%国の支出となっております。当事業は、平成21年度の国の事業仕分けにより、平成23年度をもって廃止するとの判定を受けましたが、「事業成果の検証をする必要がある」との文部科学省の判断で、急遽、実施できることとなりました。昨年度は、当初予算より計上しておりましたが、本年度は補正予算で必要経費を計上するものです。大学生や大学院生、退職教員などの有用な外部人材を小学校5・6年生の理科授業に配置・活用することで、実験・観察活動の充実及び教員の資質向上を図るものでございます。当市では、平成19年度に市内36校への配置を行い、平成20年度は79校、平成21

年度は 103 校、平成 22 年度は 36 校、平成 23 年度は 38 校と実施してまいりました。今年度は、約 36 校程度の配置校を決定し、昨年度と同様に 9 月から理科支援員を配置していきたいと考えております。

○委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○佐藤委員

施設課のほうは損壊ですからしょうがないです。学校支援課のほうの理科支援員配置事業の 375 万 5,000 円というのは、いつから始めるのですか。何月から。

○学校支援課長

9 月から実施してまいります。

○佐藤委員

9 月から半年ということは、1 か月に 50 万円ちょっとしかないわけですか。50 万円でどういったことをするのですか。38 校で 50 万円とすると、さらに 1 校あたり 2 万円の予算で何ができるのですか。

○学校支援課長

38 か校を目安としていますが、理科支援員として、今、申し上げましたように大学生、大学院生、退職教員などを活用して、理科の授業の充実を図ります。例えば、実験の準備ですとか、実験に伴う環境整備などが中心に行っていただきます。

○佐藤委員

それは説明で分かります。38 校で分割していくと、1 か月で数万円ではないですか。数万円で何ができるのかということを知っているのです。何をしたいのですか。

○学校支援課長

配置事業でございます。

○吉村委員

そうではなくて、1 週間に 1 時間来てもらって、こういうことをしてもらおうとか、そういう意味の内容ということですか。こんな少ないお金なのに、例えば、A さんに毎週金曜日来てもらって 2 時間ずつやってもらえるのかとか、そういう中身はどういったものかということですか。

○佐藤委員

人件費なのですか。

○学校支援課長

そうです。人件費でございます。

○佐藤委員

理科離れがかなり進んでいるわけでしょう。38 校程度ではなくもう少し、薄くやって、果たして効果はあるのかと思うのです。その辺、どうなのですか。国が支援のお金をつけるから使いなさいという話なのでしょう。そうではなくて、理科離れというのは、ずっと全国的な風潮だし、新潟市の教育ビジョンの中で、例えば、理科離れを是正するためにはどうしたらいいかみたいなことに使う方法もあると思うのです。人件費というように使いながら。そういう方向もあるのではないかと。ただ単に授業のサポートで、大学生が行って、支援しても、本当に理科離れは是正されるのかということなのですか。その辺がきちん

とした形で体系づけられているのかという質問の内容なので
す。

○学校支援課長

おっしゃるとおりだと思います。しかし、この事業のスタートは、小学校においては、いわゆるすべての教科を1人の学級担任が指導していく中で、例えば、体育の事業が終わって、すぐに理科もしなければいけなかったりとか、実験の準備がなかなかできないということからです。中学校の理科教員などであれば、例えば、前の学校の時間にも空き時間というものがありまして、そこで実験の全部準備をして、理科室にセットしたりといったことができますが、そういったことなどが、そもそも小学校では非常に困難であるといった実態を少しでも改善し、本物体験、実際、実験・観察というものをもう少しきちんと授業の中に組み込みながら、興味・関心を高めていくということの措置のためにスタートしたといういきさつがあります。委員ご指摘のような形になってきますと、理科教員をもっと増やし、充実を図るとか、実験観察の準備ができるように講師を入れるというようなことが、本来的な姿であるというように、私も同感でございます。

○佐藤委員

そうですね。国の予算だから、用途目的が明確になっているわけでしょう。これ以外に使ってはいけないということなのでしょうね。

○学校支援課長

主としてこのような使い方をするようになっていきます。

○沢野委員

そうしたらよく分かるのですけれども、例えば、38校の中で数校、経験というものもあるのでしょうかけれども、理科の授業を特別に企画してやってみるみたいなことはできるのですか。理科が好きになるような試みを。

○佐藤委員

そういうものを、特別なスキルを持っている人の人件費に割り当てて、がさっとやると理科が好きな子供が増えるよみたいなことも一つの手かと思います。

○学校支援課長

理科支援員というのはバンク登録という形をとっており、今、70人程度が、いつでも要請があれば出られるようにはなっているのですが、問題は財源です。それで、学校支援課としても、予算を市で単独でつけてやっていきたいという考えがあり、昨年も要求したのですが、なかなか、簡単ではなく、いろいろ工夫をしながら進めていくというような段階にあります。

○沢野委員

そうしたら理科の先生が、授業内容を工夫するということはできるのですよね。今までの通常の授業の中で、支援員さんも来てくださるのであれば、よりもう少し一工夫という先生の努力というのは可能なのですよね。

○学校支援課	そのことにつきましては、現在、総合教育センターと連携を深めて、マイスターを活用したり、研修会を持ったり、コアとなるような教員を養成しながら、より充実した授業が展開できるようにしているところでございます。
○委員長	ほかにどなたか。限られた予算の中で、精いっぱい理科教育の支援をしていただくという動きなのでしょうけれども、佐藤委員がおっしゃったように、新潟市として、教育ビジョンも掲げているわけですので、今後、ぜひそういうところにも予算をつけて、理科教育の充実を図っていただきたいという要望だと思いますので、お願いいたします。
○学校支援課長	できるだけ努力はしてまいります。
○委員長	よろしいですか。ほかに、ないようでございますので、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございました。
○生涯学習センター次長	議案第 11 号「新潟市公民館条例施行規則の一部改正について」、中央公民館、お願いいたします。
	中央公民館生涯学習センターです。よろしくお願いいたします。
	それでは、議案第 11 号「新潟市公民館条例施行規則の一部改正について」、説明させていただきます。議案書の 2 ページをお願いしたいと思います。最初に 1 番、改正の理由といたしましては、先月の定例会で一部改正の概要をご報告させていただきましたが、公民館使用料等を制度統一する新潟市公民館条例の一部改正の 10 月 1 日施行に合わせて、公民館の利用時間を原則統一するものであります。休館日は、年末年始を除いて、原則月 1 回とし、さらに休日は開館することで統一し、利用機会の拡大を図るものであります。また、利用申請及び利用の許可を制度統一に伴い改正するものであります。
	2 今回改正する例規は、新潟市公民館条例施行規則であります。
	3 改正の内容であります。一つ目は、公民館の分館の名称及び位置が、条例のほうに規定されたため、施行規則にあったものを削除するものであります。16 ページをお願いいたします。16 ページの新旧対照表で説明させていただきます。右側が現行で、左側が改正案となっています。このページの第 2 条「分館の名称及び位置」です。新潟市大形公民館から 20 ページの新潟市巻やすらぎ会館までの 38 の分館の名称及び位置を施行規則から削除するものであります。
	二つ目は、公民館及び分館の休館日及び利用時間を、制度統一に伴い改正し、別表を加えるものであります。20 ページを

ご覧ください。右側の第3条の見出し「利用時間」と、21ページの第4条の見出し「休館日」を併せて左側の第3条の見出し「休館日及び利用時間」に改め、第4条を削除し、別表を加えることとし、別表で公民館及び分館の休館日及び利用時間を規定したものであります。24ページをご覧ください。24ページの左側下段でございます。別表1です。公民館の休館日及び利用時間を規定し、30ページ別表2でございますが、これについては、分館の休館日及び利用時間を規定しました。各公民館の休館日及び利用時間につきましては、先月の定例会でご報告させていただきましたものが別表1、また24ページに戻っていただきますけれども、24ページから30ページの上段、公民館の休館日及び利用時間でございます。

公民館の休館日につきましては、週1回休館していた館もありましたが、利用機会の拡大を図るため、年末年始を除いて原則月1回とするものであります。月1回の休館日は、利用団体が利用しやすいように、同じ区内にある公民館の休館日が重ならないように休館日を設けました。また、休日は公民館を開館することとし、利用機会の拡大を図ります。次に、開館時間でございます。午前8時30分からの公民館もありましたが、午前9時からに統一するものであります。次に、閉館時間でございます。月曜日から土曜日が午後9時30分または午後10時、日曜・休日が午後5時または午後5時30分と午後9時30分または午後10時といたしました。この閉館時間につきましては、昔から農作業などが終わってから、公民館に集う地域も多くあり、地域の実情に合わせた形で規定したものであります。30ページの分館でございますが、開館時間を午前8時30分から午前9時に統一するものであり、日曜日及び休日の閉館時間を午後5時から午後5時30分に変更するものであります。分館につきましては、それぞれの地域の実情や要望を踏まえまして、基本的には現行どおりとしてあります。

22ページに戻っていただきまして、利用の申請及び利用の許可を制度統一に伴い改正するものであります。右側の第5条の見出し「利用の申込み」を左側「利用の許可の申請等」に改め、利用の申請について規定を整備するものであります。現在、公民館の利用申請の多くが、公共施設予約システムによるものとなっている中で、第1項については、公共施設予約システムによる申請を主とした規定に、紙による申請を従とする規定に改めるものであります。第2項では、定期利用の申請については、現行の申請による申請を行っており、実態に併せて規定するも

のであります。第3項は、文言を修正するものであります。第4項では、利用を取りやめようとする場合は、36ページに飛んでいただきますけれども、別記様式第4号により利用取消申出書を新たに加え、それを提出することとするものであります。

次に、また申し訳ありません、23ページに戻っていただきまして、第6条の利用の「利用の許可等」についてです。第1項では、第5条第1項の申請があった場合の許可について、公共施設予約システムによるものも含め、規定するものであります。第2項では、第5条第2項の申請があった場合の許可について、規定するものであります。第3項は、文言を修正するものであります。

四つ目は、23ページ下段、第7条の「利用許可に係る時間」についてですが、文言を修正するものであります。

五つ目は、23ページから24ページの右側、附則第3項及び附則第5項「合併に伴う特例」についてです。合併前の旧市町村の公民館の利用時間、休館日及び利用の申し込みについては、当分の間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしていましたが、今回の一部改正で規定することにより、附則の第3項「合併に伴う特例」及び附則の第5号「巻町の編入に伴う特例」を削除するものであります。

最後に、この一部改正の施行日につきましては、平成24年10月1日とするものであります。

以上、新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。長々のご苦労さまでございました。ただいまのご説明に意見、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○佐藤委員

確認ですが、Webの予約システムで申込は、すべてできるのですか。空館とか、全部確認できるのですね。

○生涯学習センター
次長

そうです。

○委員長

そのほか、ございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。ご承認いただきまして、ありがとうございました。

第4 報 告

○委員長

これより、報告案件に入ります。「新潟市立学校施設の耐震化状況について」、施設課長補佐、説明をお願いいたします。

○施設課長補佐

市立学校施設等の耐震化状況について、ご説明いたします。市立学校の耐震化状況については、資料の39ページをご覧くださいと思います。耐震化の公表については、耐震

診断の公表が義務づけられたことから、この耐震化状況についても、公表を行うこととなっており、今年度も引き続き4月現在の学校施設の耐震化状況を公表するものです。文部科学省、それから新潟県の耐震改修状況の公表時期は、6月下旬から7月にかけて予定されておりますが、当市の公式な公表もホームページで行うことになっております。それに先立ちまして、速報値ということで、この場を借りまして、ご報告させていただくものです。

なお、数値については、文部科学省の審査が済んでいないこともあり、数字を若干の修正もあるので、速報値ということで報告させていただきます。

それでは、39ページの上段からお話しします。平成24年4月現在の市内の学校施設数は小学校で113校、中学校で57校、中等教育学校1校、特別支援学校が2校、高等学校が3校、幼稚園11園。それから、耐震化の状況には給食センターも含めることになっておりますので、施設課の所管ではないのですが、この数字を公表するときは、給食センター14施設も加えて計算することにしております。

棟数に換算しますと、1,001になります。このうち854棟が耐震性がある建物ということになっております。残り147棟が耐震化の必要がある建物ということになっております。

次に、2段目、市立学校施設の耐震化の方針でございます。体育館については、これから改築をする。今年度もやっているのがあるのですが、それを除いて、すべて体育館は完了しております。それから、校舎については、新潟市建築物耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化を完了する予定ですし、今のところ順調に工事が進んでおります。耐震化の状況ということで表がありますが、青い部分が終わっている部分、黄色い部分が、これから工事をやる部分ということで、一応、一番下段の計を見ていただきますと、耐震化率が平成24年4月1日現在で85.3%になっております。この率は、一応規定がありまして、棟数で換算するということになっております。

それから、次の40ページについては、用語の説明が記載しております。41ページ以降は、各区ごとの棟別に細かく分けた耐震化の状況。それから、まだ耐震化に至っていない状況についてのデータでございます。黄色い部分が、まだ耐震化に至っていない内容でございます。

ちなみに先ほどの率の状況ですけれども、平成23年度は、一応78.3%で7%上がって、今、85.3%です。来年度の予想です

が、来年度の予定としては、今、90%に達する見込みになっています。平成25年度4月1日は90%になる見込みになっております。

それから、昨年度の委員会で、この資料につきまして、学校のほうに避難計画については、活用させてほしいということでしたので、私どものほうで、一応、各学校についてこういう状況なのだということを説明したうえで、避難計画を立ててくださいというお願いをしているところでございます。

以上で、耐震化状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。今ほどの説明に質問、意見等ございますでしょうか。

○齋藤委員

たしか、私が定例会で申し上げたことだと思いますので、早速取り入れていただきましてありがとうございます。各学校への周知ですが、ホームページだけではなくて、児童・生徒に余計な不安感を持たせるということもあるかもしれませんということで申し上げたのですけれども、ありがとうございました。

表の見方の質問なのですけれども、一番右の欄に、補強必要なとか、補強済みとありますけれども、今後補強予定、改築中の意味が分からないのです。

○施設課長補佐

具体的に何年度補強工事と書いてあるのがありますが、例えば北区の葛塚東小学校ですが、これについては平成24年度中に予算化されて工事をやるということが決まっていることを表しています。葛塚小学校の一つ上に補強済みとありますが、これは平成23年度に補強をやったということで、その上の管理棟については、一応、平成25年度を予定しているのですけれども、予算的に具体化していないというところがあって、今のところ予定には入っていますけれども、予算が確定した段階で、具体的に何年度に補強工事ということを表しています。ですから、この予定というのは、平成25年度以降平成27年度まで補強工事をやる予定のことです。

○齋藤委員

分かりました。

もう一つ、改築中というのがあります。

○施設課長補佐

改築中は、現在、改築している学校です。例えば、46ページ中央区の沼垂小学校が、現在、体育館を除いて校舎の全面改築を行っております。まだ完成していないので、ここではまだ、古い棟を使っておりますので、古い棟について、一応、耐震性がないよということで記載しております。

○委員長

よろしいでしょうか。その他、ございませんでしょうか。

一つ質問させていただくというか、意見を言わせていただきたいのですが、建物はほぼ完成で、耐震化から耐震性になっていきますが、昨年、自治協議会との懇談会の際に、建物は整ってきたのだけれども、防災とか、災害に向けての具体策が分からないというような意見がありましたので、その辺の他の課との連携といったところはどうなっているのか、少しお聞かせいただければありがたいと思います。

○施設課長補佐

今年度予算化されておりますが、防災面で避難所機能強化事業というものも上げておまして、体育館のところに電話線を引いてきて、それを使えるようにする工事とか、テレビなどの配線をやって、そこでテレビ受信ができるものとか、それから受水槽がある学校なのですが、水道が出なくなったときに、水槽に溜まっている水を使えるように水栓をつけるというような、避難所として機能強化するという事業を今年度やっております。それ以外にどういうものがあるかということは、今、いろいろ考えておりますが、最近、第二のグリーンニューディールという中で、何かタイアップできるようなことがないかということで、具体的にはまだ決まっていませんけれども、そういう話が来ているので、避難所の強化につながるようなことも、さらに進めていきたいと考えています。

○委員長

今後、検討をしていっていただくということで、進めていただいているということですね。

○施設課長補佐

そうですね。進める可能性があるものは、それなりに進めているところです。実は、太陽光発電を活用して、避難所のエネルギーに使えるかというような話も来ています。そういうことについて、具体的に進展するようであれば、また協力していきたいと思っています。

○委員長

ありがとうございます。それについて、佐藤委員、何かございますか。

○佐藤委員

徐々にやっていく必要がありますので、やれるところからぜひやっていただければと思います。

○委員長

ぜひ検討して、早めの対応といいますか、対策を練っていただきたいと思います。その他よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、「中之口中学校改築基本計画について」、よろしくお願いたします。

○施設課長補佐

それでは、63 ページになりますが、中之口中学校改築事業について基本設計がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

中之口中学校改築の設計にあたりましては、事前に地域の地域団体、PTA、それからコミュニティ協議会といった学校を取り巻く団体さんからいろいろ意見をいただいたり、話し合いをしながら、基本設計のまとめを進めてまいりました。4月の下旬ですけれども、地元で再度、説明会を開きまして、一応、特に意見もなく、賛成をしていただいたと思っております。では、説明させていただきます。

A3用紙の左上の①から説明します。中之口中学校の敷地面積ですが、現在の学校を使いますが、敷地面積は2万平米、それから校舎については、立て替えて鉄筋コンクリート2階建て4,000平米ほどになります。屋内体育館については、鉄筋コンクリート造の一部2階建てになりますが、これは武道場を含めて1,600平米になります。主な部屋としては、普通教室6、それから特別支援教室2、特別教室が6教室ほど、それから多目的スペース、管理諸室、屋内体育館と武道場が併設した屋内体育館になります。グラウンドについては、トラック200メートル、直線路を100メートル取れるように頑張りたいと思います。建設スケジュールについては、本年度、校舎と屋内体育館の実設計を完成させ、平成25年度、平成26年度にかけて、体育館も併せて校舎の建設をやるということです。グラウンドのほうに建てますので、建て終わった段階で校舎の解体工事を始めます。解体後、グラウンドを最終的に復旧整備を行うことにしております。

左側の下段の②ですが、中之口中学校の位置ですけれども、細かくて分かりづらいですが、中之口出張所（旧中之口村役場）の隣になります。右のほうの④を見ていただくと、中之口中学校の南側のほうに出張所があるのですが、そういう位置関係になっています。ちょうど新幹線と高速道路の間の新幹線よりのほうの位置になります。

右上の③でございますが、これが鳥が上空から見た鳥瞰図というのですが、玄関のほうの上空から見た図になっております。左側の黒い部分が駐車場、その先にあるのが体育館というようなことです。

④は配置図になります。これは、現在のグラウンドに建てるということにしております。赤い矢印が書いてありますが、これが生徒たちが出入りする動線になります。それから、青い矢印ですが、これが車の出入りする動線で、歩行者優遇ということで考えております。駐車場については、隣の出張所の駐車場と行き来ができるようにして、連携していけるように考えてお

ります。

裏の 64 ページを見ていただきたいと思います。中之口中学校の平面になりますが、1 階平面、2 階平面があつて、色が鮮明ではないのですけれども、水色の部分は開放ゾーンということで、最大に開放した場合はここまで開放できるというようなゾーンにしております。この開放ゾーンの入口は、体育館と校舎の間に地域開放玄関というのがあるのですが、そこから開放ゾーンに入れるというようになります。次に、管理ゾーンという茶色い色の部分がありますが、これは開放せずに管理として保全しようという部分になります。それから、学習ゾーンについては生徒固有のゾーンと、理科室については薬品等があるので、これも普通の人は立ち入らせないゾーンになります。見て分かりますように、開放玄関から入りまして、すぐ階段とエレベーターで 2 階のほうの武道場とコンピュータと図書室なども使いやすいうように計画しております。

○委員長

ありがとうございました。ご意見、ご質問はございますか。

○佐藤委員

プールはないのですか。

○施設課長補佐

プールにつきましては、現在、学校プールというものはあることはあるのですが、実際、合併のころから使っていないということがあります。

○佐藤委員

中学校で水泳の授業がないのですか。

○施設課長補佐

あるのですが、合併建設のときから、プールはいらないということで進めていましたので、計画の中に入れていません。実際、(社会体育) プールがどこにあるかというところ、そこから 500 メートルくらいいったところに B & G のプールがあるので、学校としてはそこを活用するというように聞いております。

○委員長

校歴室というのは、学校の歴史のものを保存しておくような場所ですか。

○施設課長補佐

一応、そのように作ろうと思っています。

○委員長

ほかの学校にはありますか。

○施設課長補佐

ある学校もありますし、ない学校もあるので、面積的に学校要望されたものができるようであれば、一応、校歴室というものも整備させていただいています。

○委員長

今後、周年事業などをしたときに、前の資料を探したりするときにこの様な校歴室があるとよいと思いました。その他、ございますでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、「平成 23 年度『地域と学校パートナーシップ事業』報告について」、地域と学校ふれあい推進課からお願いいたします。

○地域と学校ふれあい推進課長

地域と学校ふれあい推進課でございます。

平成 23 年度「地域と学校パートナーシップ事業」について報告いたします。資料の 65 ページをお開きください。

本事業は、新潟市教育ビジョンの中核的な施策「学・社・民の融合による教育」を推進する主要事業の一つです。平成 19 年度市内 8 校の小学校でスタートし、その後、年々拡充し、平成 23 年度は文部科学省補助事業の「学校支援地域本部事業」を活用して、小学校 96 校、中学校 43 校、合計 139 校で実施いたしました。

事業の内容としましては、各学校に地域教育コーディネーターを配置し、コーディネーターが核となって学校と公民館、図書館などの社会教育施設、コミュニティ協議会、PTAなど、地域を結ぶネットワークづくり、学校の教育活動等における学校支援ボランティアの協力要請。本事業を活用した教育のよさを地域や保護者へたより等で発信するなどを行いました。

次に、アンケート結果から見られる事業の成果と課題につきまして、主なものを報告いたします。資料 66 ページから 70 ページに平成 23 年度実施校の学校教職員、地域教育コーディネーター、学校支援ボランティア、保護者によるアンケート調査結果の一部を掲載いたしました。この結果から、主な成果としましては、まず子供たちにとって、地域や保護者の方々から学校支援ボランティアとして授業や課外活動に協力していただいたことで、学習活動が充実し、以前よりも学習が楽しくなったなど、学習意欲の向上につながっていることが伺えます。

67 ページの教職員の回答では、地域教育コーディネーターの配置により、地域との連携が取りやすくなった。多忙化解消の一助となっていることについて、年々、肯定的な受け止めが多くなっております。また、ボランティアの方々とのかわりにより、子供たちの学習意欲が高まる効果のほかに、子供たちの社会性の育成につながっていると感じている教職員が多くいます。本事業を通して、教職員が地域や社会教育施設等と積極的にかかわることのよさとともに、地域との連携に係る事務をコーディネーターが担ってくれることから、その部分の事務量が減少し、結果として教師本来の学習指導や教材準備、生徒指導や教育相談など、子供たちに向き合う時間の確保ができていると、その効果を感じているものととらえております。

また、68 ページの地域教育コーディネーターの回答からは、コーディネーターの仕事について校長、教職員をはじめ、保護者や地域の方々などから理解を得ていることを実感しながら、

学校の求めに応じて地域の人材をつないでいることが伺えます。

69 ページの学校支援ボランティアの回答では、ボランティアの9割以上の方々が教職員、地域教育コーディネーターの対応を適切と感じておられ、今後もボランティアとして活動したいと回答されている割合も9割を超えています。ボランティア活動を通して、学校を身近に感じる、自分の特技や経験を生かすことができる。地域の中で、子供たちとあいさつを交わすことが増えてうれしい。地域の中で、顔見知りが増え、仲間づくりにつながっているなど、やりがいを感じてくださっている方が多くおられます。本事業における昨年度の全実施校での年間ボランティアの実人数は、1万5,506人であり、延べボランティア総数は15万797人となりました。実施校の増加に伴い、ボランティア数も飛躍的に増え、大変喜ばしい状況となっています。こうした良好な状況は、地域教育コーディネーターを中心に、学校がボランティアの協力依頼、連絡調整や接遇などを丁寧に行い、地域や保護者の方々からボランティア活動に積極的、継続的に協力していただけるよう、日々努めていることによるものと受け止めております。

65 ページに戻りますが、課題として、ここでは二つ挙げます。一つ目は、学校支援ボランティアの協力を得て進める活動が学校によって違いが見られる傾向があり、教職員の理解度をさらに高める必要があることです。二つ目は、保護者や地域へのより一層の周知です。課題解決に向けた改善の方途として、一つ目の教職員の理解度をさらに高めるため、本事業の開始年度の違い、各地域、学校の実情や特色の違い、小学校、中学校の校種の違いなどを踏まえ、これまで以上に教育委員会と各学校が連携協力して事業理解促進に力を入れてまいります。

各学校には、本事業の有効活用を図るための校内研修の開催を働きかけるとともに、指導主事による学校訪問支援を計画的に進めております。また、新任校長・教頭研修、総合教育センターでの12年目研修、事務職員研修など、教育委員会主催の各種研修会を有効に活用するとともに、校長会主催の研修会、市小研、中教研などの研修会を積極的に活用、協力して、教職員への本事業の理解度及び活用力の向上を図ってまいります。

二つ目の保護者や地域への周知については、市報、区だより、教育委員会発行の共育通信、ホームページ、また実施校のたよりやホームページなど、さまざまな媒体を使った広報に努めております。今後も、各関係機関や団体との連携を強化し、効果

的な周知活動に力を入れていく予定です。

今年度の実施校について、71 ページをご覧ください。今年度は、新たに19校が加わり、小学校103校、中学校55校、合計158校となりました。高志中等教育学校も今年度より開始しています。配置した地域教育コーディネーターは、今日現在、合計229名で、うち小・中学校の兼務者が17名となっております。今年度、新たにスタートした19校には、これまでの事業の進め方のノウハウを伝えるために、4月に新規実施校対象の研修会を開催し、今後は指導主事による学校訪問指導を年間3回を目途に実施します。

また、先輩のコーディネーターから気軽に相談相手になってもらうために、各区での情報交換会、中学校区単位の情報交換会を行って、新規実施校の支援に取り組んでまいります。また、未実施校13校に対しても、教育委員会主催の学・社・民の融合教育にかかわる各種研修会の参加を呼びかけたり、要請に応じて、校内研修会での指導・助言や訪問相談などを行ったりして、実施に向けた諸準備を推進していきます。

最後になりましたが、平成26年度までに市内171の全小・中学校、中等教育学校で本事業を実施する予定です。今後も学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりをさらに進めてまいります。報告は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。今ほどの説明でご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

○沢野委員

先日3日、新潟市小中学校PTA連合会の総会がございまして、そのときに政令市になってから、初めて市長、教育長に来ていただきまして、市長から直接に、集まったのはPTA会長150名ほどです。市長から、具体的に直接に教育ビジョンを語っていただきました。初めてのことでありますし、また直接、文字だけでなく、市長からごあいさつの中でお話いただいたということでPTA会長さんはじめ、ものすごく皆さんが来られていい会だったと思います。その中で課長さんに来ていただいて、総会の後、研修があるのですが、まさに地域と学校パートナーシップ事業のことについてお話をいただきました。これも、なかなかコーディネーターさんが配置されている学校が多いのですけれども、具体的に理解が、保護者の立場としても進んでいなかったりする部分がとても多いと思いますので、その理解をするのだということであったかと思っています。

広報という話がありましたけれども、どんどんそういうところに出ていって、理解を深めていただくような活動をしていた

だきたいと思います。そのときに、時間がなくて、質問を1人だけしていただいたのですが、そのPTA会長さんが、地域教育コーディネーターの役割というものがなかなか理解できていないと、役員をはじめとしたPTA会員の活動とのある種、すみ分けとといいますか、地域教育コーディネーターさんが活躍されればされるほど、ではPTAはしなくていいのだなと引いていってしまうというような学校も実際にあるというところも一つの、理解不足であるがための問題なのかと。いかんせんPTA役員というのはほとんど替わりますので、理解していただいた人が、また次に伝えていっていただくと。それも保護者の領域だと思いますが、本当はどんどんいろいろなところに出てきていただいて、周知をしていただければということです。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

○佐藤委員

年々歳々、効果が出ていることに敬意を表させていただきたいと思うのですが、ちょうど、私が6年前に教育委員になったときに、この事業がスタートいたしました。教育委員になった当初から、ずっと課長さんには言い続けていることがあるのです。お分かりになるかと思いますが、やはりこの地域教育コーディネーターが地域でもって雇用できるような、そういう体系、すなわちビジネスモデルを各地域で構築してもらいたい。そのためのいろいろな方策があると思うのです。バザーをやったり、コンサートをやったり。その関連の中でやることが重要なポイントで、アンケートから見ていくと、やはり地域教育コーディネーターの仕事について感じていることという中で、確かに理解はされつつあるのですけれども、まだ保護者から理解されている、地域住民から理解されているというアンケート結果は17.6%と19.7%だったのです。グリーゾーンを考えると、確かにかなり高い割合にはなるのですけれども、本当に理解している、当てはまるというところが、まだ20%以下ということは、まだまだこれは足りないです。これが上がれば上がるほど、いわゆる地域でもって予算がなくなった段階でもって地域教育コーディネーターを地域が雇っていく、費用を捻出していくというところになると思うのです。ぜひそれを、今のうちに仕掛けていただきたいということが一つ。

それをバックアップするのがPTA役員です。それをうまく連携しながらやっていくものを構築していくために、ぜひ沢野委員からも声を大にして、PTAの皆さんにおっしゃっていただきたいし、これからのこの日本の社会が進んでいく、いわゆ

る無縁社会と少子超高齢社会に対応する、学校を中心とする地域住民が子供たちを守る、かつまた無縁社会に対する対応をこの地域でもってやっていくということが重要なポイントなのです。だから、ぜひ、ここを構築する。コアになるのが地域教育コーディネーターでありますので、ぜひこれを雇うビジネスモデルを構築していただきたい。これを仕掛けていただきたいというのが切なる願いでございます。

○委員長

課長さんから、沢野委員と佐藤委員に対して、どうぞお話いただきたいと思います。

○地域と学校ふれあい推進課長

沢野委員からは、新潟市小中学校PTA連合会での総会の折に、私ども、学・社・民の融合にかかわる事業説明を研修会の時間に組み入れていただきました。誠にありがとうございます。大変いい機会を与えていただきました。おっしゃるとおり、PTAの皆さんへの啓発は、本当に大事な部分だと思っております。市内の学校には、先ほど申し上げました、校内研修による教職員への理解度を上げるということのほか、PTAの皆さん、コミュニティ協議会の皆さん、あるいは地域のボランティア活動に熱心な皆さんをお招きして、教職員と一緒に合同研修会をされている学校もあります。ですので、PTAの皆さんをはじめ、地域の皆さんへの周知活動には、まだまだ工夫の余地がたくさんあるかと思っておりますので、それにつきましては各学校で好事例がたくさんございますので、それを市内の各学校に情報提供して進めてまいりたいと思います。

それから、PTAと地域教育コーディネーターの活動のすみ分けとございますか、その点につきましては、各学校PTA活動それぞれ特色がございます。同時に、学校教育にも特色がございますので、なかなかきちんと線を引ける状況にはないかと思われまので、むしろ私は、PTA活動がコーディネーターさんが入ることによって萎縮したり、遠慮したりすることではなく、PTA活動がより活性化されるようなコーディネーターの活動がなされていくように、また指導してまいりたいと思います。

それから、佐藤委員のビジネスモデルとございます。

○佐藤委員

すみません、資金開発ビジネスモデルの構築という言い方を常にするのですけれども。

○地域と学校ふれあい推進課長

以前より、佐藤委員からはそのようなご提言をいただいていることは承知しております。私どもも、まずは平成26年度までの全校実施を当面の目途にしておりますが、それ以後、持続可能な制度設計というものは、当然必要になろうかと、平成26年

度以降のことを課内でさまざまな案を、今、練っているところでございます。ただ、ご指摘のビジネスモデルで、各学校がコーディネーターの謝金と申しますか、報酬費を独立して賄っていくという状況は、各学校の地域の実情が厳しいところもございまして、一斉にというのはなかなか難しいかとは思っております。そのあたりも、今後、国の動向も見据えながら構築してまいりたいと思っております。

それから、もう一点、佐藤委員からのご指摘にもPTAのことがございましたね。

○佐藤委員

それは、地域教育コーディネーターとPTAがすみ分けというような沢野委員のものがあったので、地域教育コーディネーターとPTAというのは、基本的には両輪だと思うのです。こちらは、地域教育コーディネーターは継続性、PTAの場合は、その中でもリフレッシュしていくことによって、新たなインセンティブが出てくるわけだから、それをうまく活用していくと。だから、地域教育コーディネーターもPTAの皆さんをうまく活用してあげる。活用していく流れの中で、そういった資金開発をしていくビジネスモデルを構築していくことによって、それをずっとやると大変なわけです。

メンバーが替われば、地域をこうやって盛り上げていくのは、いろいろな人がいますから、だから知恵のある人は知恵を出せばいい。知恵のない人は汗を出せばいい。知恵も、汗もない人は金を出せばいい。このトライアングルでもってやっていると、地域というのはなかなかよくならない。その辺のところをうまくコーディネートしていく。もちろん、コーディネーターのスキルのアップも必要ですし、それをバックアップしていくPTAの形も必要だと思うので、それがうまく回り出すと、だんだん地域がいろいろなことで活動することによって理解していく。活動というのは、いろいろな関わりをしていくわけです。地域の人たちも。その中に、資金開発というものがあってもいいわけです。

だから全部一斉にやれと言っていないです。だからサクセスストーリーをどこかの地域で作っていくと。それをみんなが真似すればいいだけの話なので、そんなに難しく考える必要はないです。国のことなど構っていないのです。あてにしないくらいの形で、君たちでやりなさいくらいで、ここまで行政がやったのだから、あとは君たちの番だぜとやっていかないと、地域が活性化しないです。古町みたいにずっと補助金とかやっているからだめでしょう。だから、ある時点でもって、行政は手を

離す。地域に全部任せるといようにしていかないといけないです。かつて、それはお寺だったのだけれども、お寺がその機能をなくしていますから。

○委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○齋藤委員

佐藤委員の言われたことはそのとおりだと思います。課長が言われたように、「いろいろ各地域で事象が違います」という発想を、もう少し柔軟に、逆に言うのと捨ててください。そうしないと、なかなか佐藤委員の言ったモデルケース、サクセスストーリーがなかなかできないということです。これでなかったら、また別の形、それを模索していくのを平成26年度までに全校で実施という中で並行して、ぜひひとつ成果といいますか、そういうものを出していただきたい。ともすると、平成26年度までに全校に実施完了しますと終わるものではないので、完了して、その後、どのようにこれを生かしていくか。そういうことのために、佐藤委員は毎年、言われていると思いますので、十分、含んでいただければ分かりやすいかと思います。

○委員長

齋藤委員がまとめてくれましたが、一つだけお願いがございます。地域コーディネーターの方々からお願いされているのですけれども、卒業式とか、入学式、また行事ごとにできるだけそういう者が地域コーディネーターとして活動していることを校長先生か、教頭先生のほうから、ぜひ紹介していただきたい。4月の広報や、回覧でも回っているのですが、でも、見ていない方がたくさんいるので、ぜひそういうような紹介の仕方が一番浸透しやすいと思うので、内側などからお願いしたいと思います。ほかにどなたかございますでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、「(仮称)こすどコミュニティセンター建設に伴う小須戸地区公民館の改築について」、中央公民館お願いいたします。

○生涯学習センター次長

中央公民館です。よろしくお願ひいたします。72ページをお開きください。

(仮称)こすどコミュニティセンター建設に伴う小須戸地区公民館の改築について、ご報告いたします。このこすどコミュニティセンター建設は、合併建設計画事業で、コミュニティセンター機能を持つ単独の計画でありました。しかし、昭和40年建設の小須戸出張所は増築を重ねてきた建物で、耐震診断の結果、耐震性が確保できないということと、また昭和50年建設の小須戸地区公民館についても、耐震性能が確保できないことから、このコミュニティセンター建設に伴い、いろいろな機能を

集約する建物としたいというものであります。

最初に目的であります。地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、小須戸出張所及び小須戸地区公民館を効果的に整備・集約し、地域住民の交流の場や地域活動の拠点施設として、コミュニティセンターを建設するというものであります。

次に、施設概要であります。施設規模は、コミュニティ棟と行政棟があります。コミュニティ棟では3階建て、約1,500平米、行政棟は小須戸出張所新館棟で、同じく3階建て500平米を計画しています。次の施設機能は、コミュニティセンター、小須戸地区公民館、小須戸健康センター、地域包括支援センター、小須戸出張所の五つの機能が一体となったまちづくりセンターとするものであります。コミュニティ棟の中に公民館の講座室（活動室）や図書館が入り、行政棟に公民館、出張所の事務室が入る予定であります。下の写真は現在の建物が黒い太字で書いてあります。白枠に小さく書いてあるところが、建設予定となっております。

次に、隣の73ページをお願いいたします。3の管理体制は、コミュニティ棟は地元コミュニティ協議会への指定管理、行政棟は出張所の直営管理での計画であります。

4の建設スケジュールでは、平成24年度は地質調査と基本・実施設計を行い、平成25年度は出張所（新館棟）の改修工事を行います。現在の出張所の建物を平成25年度に壊します。平成26年度には、コミュニティ棟の建設を行い、開館します。平成27年度に公民館を解体し、駐車場の整備を行う予定となっております。

○委員長

これにつきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

7月定例会は、7月13日（金）午後3時30分から、8月定例会は、9月市議会の日程との関係がありまして、現在調整中です。後日、お知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第6 協議会

○委員長

ここで定例会はいったん終了となります。引き続き、公開の協議会へ移ります。

二葉中学校・舟栄中学校統合についての要望書提出について、教育政策担当課長に説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長

教育総務課企画室です。

二葉中学校・舟栄中学校統合についての要望書が提出されましたので、ご報告させていただきます。昨年10月に新潟市立小中学校の適正配置基本方針を策定し、緊急性の高い学校の地域から学校の適正配置について、協議を進めてまいりました。このたび、そのうちの二葉中学校及び舟栄中学校区の地域コミュニティ協議会から両中学校の統合についての要望書が提出されましたので、これまでの経緯と要望書の内容について、ご説明いたします。資料の78ページ、79ページ、80ページに提出されました要望書の写しをつけてございますが、資料の75ページでご説明させていただきます。

はじめにこれまでの経緯です。企画室のほうから、地域の皆さんに児童・生徒の推移や今後の推計などの情報を中学校のPTAやコミュニティ協議会にお知らせし、適正配置の検討の必要性について、お話しさせていただきました。統合や学校のあり方について、地域の皆さんの考えや意見をお伺いするため、中学校のPTAからは校区内の小・中学校及び未就学児の保護者向け、またコミュニティ協議会からは地域住民向けの地域説明会を昨年11月から今年1月にかけて開催していただいたところでございます。そして、地域説明会を経て、今年1月25日にコミュニティ協議会や小・中学校の保護者、中学校の同窓会など、学校にかかわる地域団体の代表を委員とする二葉中学校区・舟栄中学校区地域検討会の設立に至り、両中学校の適正配置について、統合の是非や統合の時期、方法、統合後の学校の位置についての協議が行われてまいりました。その結果、5月10日に開かれました、第6回地域検討会で、地域への提言として決定され、同日、両校区の中にあります四つのコミュニティ協議会への提出となりました。

提言を受けました各コミュニティ協議会では、総会を開き、検討のうえ、要望書として取りまとめ、両校区の地域の総意として、4コミュニティ協議会連名による要望書を市長及び教育長へ29日に提出したものです。

次に、要望書の内容です。要望事項は四つございます。一つ目は、二葉中学校と舟栄中学校を統合し、統合の時期は平成26年4月とするというものです。二点目は、統合の方法について、両中学校を閉校し、新たな学校を開校する。三つ目は、統合後の校舎は、現在の舟栄中学校を使用するというもので、そ

して4点目は統合による負担の軽減に努め、保護者や地域に十分な情報の提供を行い、教育委員会はそのための必要な支援を行うこと。以上4点が地域からの要望となっております。

なお、参考までに76, 77ページに、小・中学校の配置図と各学校の児童・生徒と学級数の平成23年度の実数値と平成29年度までの推計の表をつけさせていただいております。本日は、教育委員会が所管する学校、その他の教育機関の設置及び廃止につきましては、教育委員会の決定により行うこととなりますので、提出された要望書についてご協議いただき、それを踏まえまして、来月の教育委員会定例会で、両中学校の統合についての決定をご審議いただきたいと思いますと考えております。説明は以上です。

○委員長

ありがとうございました。今ほどの説明について、質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○佐藤委員

成果が出てきたということで、これに関しては敬意を表させていただきたいと思いますが、今回の要望書の中で争点になるところはあるのですか。

○教育政策担当課長

要望として4点まとまっていますが、中で一番地域の中で、最後まで議論されたのが統合の方法でした。両中学校につきましては、伝統と歴史のある学校ということで、それぞれ編入なのか、合併なのかというところで地域の中でいろいろと議論されたところがございます。両校の生徒が、統合後、こだわりなく新しい学校で学校生活を送れるようにということの配慮から、合併というような選択がされたということがございます。、両地域では、両校の伝統のうえにたって、ほかの地域に誇れる学校づくりを行いたいということで、合併を選択されたということが一番議論となったところでした。

○佐藤委員

とにかく礎小学校とか、20年もかかって、大変な時間を要したので、極めて早い時期でやったというのは、サクセスストーリーだと思うのです。そこら中で、これが始まるので、もしできるならば、どういう経緯でこうなって、このようになりましたよということやコミュニティ協議会の会長さんの皆さんとか、担当の役員の皆さんがいろいろな地域に行って、こういう状況で、このようにして、こういう手続きを踏まえながらやっていきましたよということやっていく必要があるかと思うのです。だから、ぜひそのあたりをうまく、本当に極めて短時間のうちにこれだけのことをやっていただいたというのは、本当にありがたいことなので、ぜひこれを宣伝していただいて、他の地域もスムーズにこれが実現できるように仕掛けていただけ

ればと思います。

○教育政策担当課長

今回、このように短時間でまとめていただいたというのは、コミュニティ協議会をはじめとする地域の皆さん、それから保護者の皆さんが子供たちのことを考えてまとめなければいけないという中で、進んできた結果だと思っております。ほかの地域の中にも入っておりますが、二葉、舟栄が先行しているということで、どのような進め方をしているのだろうかと思ねられることもあります。佐藤委員が言われるように、こちらの地域の例をほかのところにもお知らせして、参考にさせていただけるようにしていきたいと思っております。

○委員長

何と云っても、皆さんが子供たちのことを一番に考えた形が伝わったということだと思います。ぜひ、佐藤委員からご提案があったように、課長さんからもPRして、また次につなげていっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

第7 閉会宣言

○委員長

午後5時5分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員